



松伏町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方へ 人間ドック受診料を助成します

	松伏町国民健康保険の被保険者の方	後期高齢者医療保険の被保険者の方
要件	次の要件にすべて該当する方 ・受診申請日及び受診日に松伏町国保に加入している方。 ・受診日に35歳以上の方。 ・国民健康保険税を完納されている方。	次の要件にすべて該当する方 ・松伏町に住民票がある方、又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方。(住所地特例適用の人) ・後期高齢者医療保険料を完納されている方。
申込み	国民健康保険証及び免許証などの本人確認書類を持参の上、国保年金担当へ申請してください。 <u>※受診票を発行しますので、受診前に申請してください。(受診後の申請は受付できません。)</u>	受診前に高齢福祉担当へ電話でお申し込みください。人間ドック利用後1カ月以内に、①印鑑、②後期高齢者医療保険証、③領収書(人間ドックと記載があるもの)、④人間ドック結果表、⑤預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、高齢福祉担当へ申請をしてください。
定員	150名(申込み順)	25名(申込み順)
自己負担額・助成額	自己負担額／ 【指定医療機関】 15,000円(埼玉野村病院又は埼玉筑波病院) 【指定医療機関以外】 いったん全額を自己負担し、受診項目を確認した上で受診後に助成金を交付します。(助成金額は、検診料総額が35,000円以上のときは20,000円、35,000円未満のときは検診料総額から15,000円を差し引いた金額) ※保健事業の実施にあたり、人間ドック検診結果表(写)を町へ提出していただきます。	助成額／人間ドックに要した費用(100円未満切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき1年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や、他の制度により助成を受けている場合には助成を受けることができません。

松伏町 国民健康保険

特定健診・特定保健指導について

特定健診

生活習慣病予防のために、その原因となるメタボリックシンドロームを早期発見するための健診です。5月に対象者へ特定健診受診券及び案内を送付します。

対象／4月1日における松伏町国民健康保険の被保険者で、年間を通じて加入予定の40歳以上の方。

(平成24年3月31日までに40歳になる方、後期高齢者医療保険へ移行予定の74歳の方を含みます。)

自己負担額／**【集団健診】** 無料(保健センターや役場等で、指定日時及び場所で開催。)

【個別健診】 1,000円(指定医療機関で開催。)

実施時期／6月～10月

特定保健指導

特定健診や人間ドックの結果、生活習慣病発症のリスクがあると判定された場合、保健師・管理栄養士等が生活習慣病の予防・改善に役立つ指導をします。

後期高齢者 医療保険

後期高齢者健康診査について

心臓病、脳卒中や生活習慣病等の早期発見及び予防対策のための健診です。5月に対象者へ健康診査受診の案内を送付します。

■対象／後期高齢者医療保険加入者(受診日現在)

■自己負担額／**【集団健診】** 無料(保健センターや役場等で、指定日時及び場所で開催。)

■実施時期／6月